

警察官任用規程

〔昭和31年6月1日 岐阜県警察訓令第8号〕

改正 昭34県警察訓令6号、昭35県警察訓令8号、昭36県警察訓令6号、昭40県警察訓令4号・同8号、昭42県警察訓令11号、昭43年10月1日県警察訓令16号、昭48県警察訓令14号、昭55県警察訓令12号、昭57県警察訓令14号、昭60県警察訓令1号、平元県警察訓令15号、平2県警察訓令10号、平3県警察訓令11号、平6県警察訓令10号、平10県警察訓令5号、平17県警察訓令14号、平17県警察訓令36号、平19県警察訓令23号

（総則）

第1条 警察官の任用に関しては、地方公務員法（昭和25年法律第261号）並びに職員の任用に関する規則（昭和31年岐阜県人事委員会規則第5号）に定めるもののほか、この規定の定めるところによる。

〔昭34県警察訓令6号・本条全部改正、昭43県警察訓令16号・本条一部改正〕

（採用）

第2条 警察官は、岐阜県人事委員会（以下「人事委員会」という。）が行う警察官採用試験の合格者のうちから巡査の階級で、採用するものとする。ただし、次の各号の1に該当する場合は、採用しようとする者が人事委員会の行う選考に合格したとき、これを巡査又は巡査部長以上の階級で、採用することができる。

- (1) 国家公務員採用 種試験に合格した者を、警部補に採用するとき。
- (2) 国家公務員採用 種試験に合格した者を、巡査部長に採用するとき。
- (3) 現に警察庁又は他の都道府県警察の警察官若しくは皇宮護衛官である者を、その者の経歴に相当する階級の警察官に採用するとき。
- (4) かつて警察官又は皇宮護衛官であった者を、その者の経歴に相当する階級の警察官に採用するとき。
- (5) 警察官としての適性を有し、又は補充しようとする職に特に必要な技能を有すると認められる者を、巡査部長以上の階級の警察官に採用するとき。
- (6) 柔道又は剣道の術科指導に関する高度の知識技能を有し、かつ警察官としての適性を有する者を巡査の階級で採用するとき。

〔昭34県警察訓令6号、昭48県警察訓令14号、平元県警察訓令15号、平6県警察訓令10号・本条一部改正〕

（昇任）

第3条 警部以下の階級への昇任は、別に規定する昇任試験によるものとする。ただし、次の各号の1に該当する場合は、昇任試験の方法によらないで特別の選考によりこれを1階級上位の階級に昇任させることができる。

- (1) 第2条第1号の規定により採用した警部補を昇任させるとき。
- (2) 第2条第2号の規定により採用した巡査部長を昇任させるとき。
- (3) 巡査に14年以上在級し、かつ、年齢36歳以上で勤務成績優良な巡査のうち、巡査部長としての職務遂行能力と適性を有する者を昇任させるとき。

- (4) 巡査部長に10年以上在級し、かつ、年齢50歳以上で勤務成績の優良な巡査部長のうち、警部補としての職務遂行能力と適性を有する者を昇任させるとき。
 - (5) 警部補に10年以上在級し、かつ、年齢55歳以上で勤務成績の優良な警部補のうち、警部としての職務遂行能力と適性を有する者を昇任させるとき。
 - (6) 1階級上位の職の実務能力及び幹部適性を十分に備え、かつ、勤務成績が優秀で専門的実務能力が極めて高い者を、その知識及び技能を活用するため、1階級上位の職に昇任させるとき。
- 2 次の各号の1に該当する警察官は、前項の規定にかかわらず1階級上位の階級に、昇任させることができる。ただし、第1号又は第2号に該当し死亡した場合には、その者を2階級上位の階級に昇任させることができる。
- (1) 公務上負傷又は疾病により死亡し、又は不具廃疾となった者
 - (2) 生命をとして職務を遂行し、警察勲功章又は警察功労章を授与された者及びこれに相当する功労のあった者
 - (3) 20年以上勤務して退職する者（退職直前の階級における経験年数が1年に満たない者を除く。）又は、巡査部長以上の同一階級に8年以上勤務して退職する者で、在職中の勤務成績が、特に優良と認められる者
 - (4) 10年以上勤務して死亡により退職する者（退職直前の階級における経験年数が1年に満たない者を除く。）で、在職中の勤務成績が特に優良と認めた者
- 〔昭34県警察訓令6号、昭43県警察訓令16号、昭48県警察訓令14号、昭55県警察訓令12号、昭57県警察訓令14号、昭60県警察訓令1号・本条一部改正、平元県警察訓令15号、平2県警察訓令10号、平3県警察訓令11号、平10県警察訓令5号・1項一部改正、平17県警察訓令14号〕

（降任等）

第4条 警察官が自ら降任又は単純な労務に従事する職（以下技能職等という。）への異種の職異動を願い出た場合は、別に定めるところにより降任又は技能職等職への異種の職異動をさせることができる。

〔平17県警察訓令36号、平成19県警察訓令23号〕

（再任用）

第5条 再任用希望者がある場合は、別に定めるところにより再任用することができる。

〔平17県警察訓令36号〕

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 従前の岐阜県警察官任用規程による昇任試験に合格している者は、この規程による昇任試験に合格したものとみなす。

附 則 〔昭和34年6月29日 岐阜県警察訓令第6号〕

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 〔昭和35年5月20日 岐阜県警察訓令第8号〕

この訓令は、昭和35年7月1日から施行する。

附 則 〔昭和36年6月13日 岐阜県警察訓令第6号〕

この訓令は、昭和36年6月13日から施行する。

附 則〔昭和40年5月7日 岐阜県警察訓令第4号〕

この訓令は、昭和40年5月7日から施行し、昭和40年4月1日から適用する。

附 則〔昭和40年8月1日 岐阜県警察訓令第8号〕

この訓令は、昭和40年8月1日から施行する。

附 則〔昭和42年5月1日 岐阜県警察訓令第11号〕

この訓令は、昭和42年5月1日から施行する。

附 則〔昭和48年9月1日 岐阜県警察訓令第14号〕

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則〔昭和55年11月1日 岐阜県警察訓令第12号〕

この訓令は、昭和55年11月1日から施行する。

附 則〔昭和57年8月20日 岐阜県警察訓令第14号〕

この訓令は、昭和57年8月20日から施行する。

附 則〔昭和60年1月1日 岐阜県警察訓令第1号〕

この訓令は、昭和60年2月1日から施行する。

附 則〔平成元年7月27日 岐阜県警察訓令第15号〕

この訓令は、平成元年8月1日から施行する。

附 則〔平成2年4月27日 岐阜県警察訓令第10号〕

この訓令は、平成2年4月27日から施行する。

附 則〔平成3年11月27日 岐阜県警察訓令第11号〕

この訓令は、平成3年11月27日から施行する。

附 則〔平成6年4月15日 岐阜県警察訓令第10号〕

この訓令は、平成6年5月1日から施行する。

附 則〔平成10年3月11日 岐阜県警察訓令第5号〕

この訓令は、平成10年4月1日から施行する。

附 則〔平成17年3月30日 岐阜県警察訓令第14号〕

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則〔平成17年10月27日 岐阜県警察訓令第36号〕

この訓令は、平成17年11月1日から施行する。

附 則〔平成19年3月30日 岐阜県警察訓令第23号〕

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。